

ちばの地域福祉

「子どもの福祉を守る」

中核地域生活支援センター連絡協議会副会長（研修部会長）
香取ネットワーク所長 中塚博勝

わが国では「児童福祉法」が1947年に制定され、次いで1951年には「児童憲章」が制定されました。

児童福祉法第1条は「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるように努めなければならない」と謳っています。

それから60有余年、社会は大きく変化しその中で福祉観も変わってきましたが、児童福祉法や児童憲章に刻まれた「子どもの福祉を守る」ことに係る理念は変わるものではありません。

子どもの福祉と聞くと、我が家は、うちの子どもは別に困ったこともないから関係のないことと思われ、「福祉」ということばの理解も、かつて「救貧・救済・保護」の代名詞のように受け止められていたそのままの受け止め方をされている場合も少なくありません。

今は「well-fairからwell-beingへ、つまりより積極的に人権を尊重し、自己実現を保障する」営みであると言われるようになりました。

そして、これを子どもに置き換えていうと「児童の人間としての尊厳及び価値の思想により、その各発達期における自己実現」となります。

つまり、だれもがそのひとらしく自己実現を目指して生きていくことを保障するということになります。

はたして、いま子どもがおかれている社会的環境や家庭の状況は、一人ひとりの子どもの福祉を守るに足りるものと言えるでしょうか。

中核地域生活支援センター連絡協議会研修委員会では、昨秋「子どもの虐待」を取り上げそれぞれのセンターで支援した子どもの虐待の事例を課題としてコーディネーターの研修を行いました。

児童虐待、子どもの貧困、不登校、育児放棄、家庭崩壊等々子どもの福祉を守る現場からは様々な問題が上げられています。

折しも年末に放映されたNHKスペシャル「社会から消えた子ども」では、親によるネグレクト、経済的貧困、親の精神疾患などにより不適切な養育を受け続けて、10年以上も社会から隔絶された生活を余儀なくされた女性、精神疾患の母親の介助のために登校すらおぼつかない少女など1,000人を越える子どもが保護されたこと。その他にもホームレス状態の子どもや車上生活している子どもなどの実態がレポートされました。そうした事実を知るにつけ、私たちはあらためて「子どもの福祉」とはと問いかけ、私たちが果たすべき役割（課題解決はすべて福祉専門職者のみに頼むのではなく、それぞれが地域住民としての役割を果たし合うことの大切さ）を地域に伝えながら、子どもの福祉の増進に意を用いつつ、子どもの福祉や教育に係る様々な機関や民生委員・児童委員の方々との連携を密にして、日常の業務に取り組んで行かなければならないと思っています。

ちから ちばの福祉力・社会資源

法テラス千葉法律事務所の役割と活動についての紹介

1 法テラス千葉法律事務所の役割

当事務所は、日本司法支援センター（法テラス）が運営する法律事務所です。全国各地に同様の事務所が点在しており、千葉県には、千葉市中央区に1箇所ございます。平成27年1月時点で、9名の弁護士（4月に1名異動予定）、7名の法律事務職員が在籍しております。

法テラスが運営する法律事務所で勤務する弁護士は、一般の法律事務所で勤務する弁護士と区別され、通称スタッフ弁護士と呼ばれ、「法で社会を照らしたい」という思いに共感した多くの若手弁護士が全国に赴任して勤務しています。

ただし、一般の弁護士との違いは、経済的に余裕がない方を対象としているという違いがあるだけで、取り扱う事件は、刑事事件分野では国選弁護事件と犯罪被害者支援、民事事件分野では民事法律扶助制度（先月号の法テラス千葉の役割と活動についての紹介参照）を利用した離婚などの家事事件、破産や債務整理、調停・訴訟など企業間の紛争を除く幅広い事件を扱っています。

当事務所は、経済的に余裕がなく、これまで弁護士を依頼することができなかった人達の法的トラブルを積極的に援助・支援して行くことが期待されております。

加えて、千葉県は、裁判員裁判対象事件数が全国1位（成田空港における違法薬物密輸事件の摘発も原因）であることから、刑事事件に注力することが求められていることも千葉の特色の一つです。

2 当事務所の活動について

・法的トラブルに関する事件処理

相談者・依頼者の方は、単に経済的な困窮だけにとどまらず、疾患や障がいなど様々なハンディキャップを抱えている方も相当数いらっしゃいます。そうした方に、より適切なサービスを提供するためには、我々弁護士だけではなく、広く他職種に渡る福祉関係者との連携が必要となります。その際には、中核センターのお力をお借りして、福祉的な支援の助言をいただいたり、直接的な連携や支援機関の紹介などコーディネート活動でも大変お世話になっております。

当事務所で活動する弁護士は、中核地域生活支援センター（以下中核センター）と連携して知的障がい者を有する方の債務整理を進めた事案や、刑事事件では被告人を含む家族の支援に入ってもらい、中核センターの職員に中核センターの役割や今後の支援などを法廷で証言してもらったりなど、連携事例を多くの中核センターや地域包括支援センターと積み上げて参りました。その他にも、ケース会議の一員として、参加したケースなども多数ございます。

・講演活動

各市町村福祉課や地域包括支援センターなどの福祉団体や高校（定時制高校を含む）などから招かれて、一般市民や福祉従事者、学生向けに高齢者のトラブルや成年後見制度、若者が陥りやすいトラブルなど各種講演活動を年間数十件以上、行っております。

・ダイレクト連携活動

福祉機関職員向けに支援対象者への関係でお困りの際など法情報提供を行っております。

3 最後に

高齢者や心身に障がいがある方、触法障かひの問題など、我々の法的支援が必要な方は、数多く未だいらっしゃると思います。今後、そうした方を支援するメンバーに、当事務所も司法分野で協力・連携していくパートナーの一人になりたいと考えております。

法テラス千葉 法律事務所

〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-8 オーク千葉中央ビル5階

電話：050-3383-0000

ちば・元気印！～こんなひとたち、見つけた～

株式会社ひばり 代表取締役社長向後孝美さんにお話を伺ってきました。

株式会社ひばりは、ヒバリ相談支援事業所、ヒバリの介護（ホームヘルパー）（移動支援事業）、ハロハロでい（通所生活介護）（日中一時支援事業）、ヒバリワークショップ（就労継続支援 B 型）、ヒバリハイム（グループホーム）、介護タクシー（タクシー券利用可）の7つの事業を行っています。

特別養護老人ホームでケアワーカーや介護支援専門員経験のある向後社長は、その知識と経験を活かし「柔軟な対応ができる施設を作りたい!」と思い、平成18年6月にケアマネ居宅介護支援を立ち上げました。開設後2年半は利用者が少なく経営が苦しかったそうです。そんな時、ある事業所から多数のケアプランの依頼がきました!それを1人でやり遂げるのは大変だったそうですが、そのおかげで経営を取り戻すことができたそうです。この時ほど資格をありがたく思ったことはなかったと言われていました。

その後も「次は何をしよう…」と考えていたところ、知人から「旭中央病院神経精神科の退院患者の受け入れ先を探しているのでグループホームはどうか?」と言われ、迷いはあったけれども平成21年1月にグループホームを立ち上げました。

事業を始めてからは、全てにおいて対応できるサービス「介護のトータルサービス」を目指し現在に至りました。

今後何か考えていることがないか伺うと「障害者でも高い賃金を貰える働き場所を作りたい」そして「他にはない物…ヒバリブランドを作りたい!」と言われていました。



〔現在〕
グループホーム 11棟
介護タクシー 4台

★ヒバリハイム
のいいところ★
65歳をすぎてもそのまま
住み続けることができる
※ 今迄障害から移行した
人は6名



『ヒバリワークショップ
の皆さん』
無農薬野菜作りをして
います。できた野菜はワ
ゴン車にて販売に行き
ます。(注文販売も可)

大根とレタスの収穫を
しています。



株式会社ひばり 事務所 住所：旭市西足洗 3321-3 電話：0479-75-4062



ちば・地域発 ～県内ア・ラ・カルト～

一般社団法人ひと・くらしサポートネットちば

障害児者のライフサポート研修

「スマイルアゲイン - 話そう、探そう、これからの支援」

[内 容] 一般社団法人ひと・くらしサポートネットちばでは、昨年度、千葉県から虐待防止研修の委託を受け、現場職員のニーズに応える研修をめざし、取り組んできました。企画及び実施に多くの方々に参加協力いただいたことから、今年度は有志の皆さんと一緒に、独自の研修を実施することとしました。今年度の研修では、1日目はチームケアを行う際の着眼点、管理者と本人の視点、人材育成などについて考え合います。2日目は障害のある方たちの暮らしを支える職員の役割や存在意義はどこにあるのか、改めて原点に立ち返って深めます。2日間とも、講義とグループワークで構成する参加型の研修です。ふるってご参加ください。

[日時・テーマ] 第1回：2015年2月15日（日） 10:00～16:30
「その人らしさを支える確かなチームケアを目指して」
講師：片桐公彦さん（社会福祉法人みんなでいきる副理事長）

第2回：2015年2月25日（水） 10:00～16:30
講師：大友愛美さん（NPO法人ノーマライゼーションサポートセンター
こころリンク東川 副理事長）
※2回通しての参加も、各回のみでの参加もOKです。

[場 所] 千葉県経営者会館・会議室（2日間とも同じ会場です）
〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港4-3

[対象・定員] 千葉県内の障害福祉サービス事業所等のスタッフ 50名（先着）

[参加費] 無料 **[申込締切]** 2015年2月13日（金）

[申 込] 事業所名・氏名・業種・経験年数・参加希望日（1日目・2日目・両日）を記入し、下記問合せ先までFAXにてお申し込みください。

[問合せ先] 一般社団法人ひと・くらしサポートネットちば
TEL：043-304-5789 fax：043-304-5422

発行元：千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会

事務局：長生ひなた（長生圏域）茂原市長尾2694

TEL:0475-22-7859 FAX:0475-22-7844

編 集：いちほら福祉ネット（市原圏域）市原市東国分寺台3-10-15 TEL:0436-23-5300 FAX:0436-23-5225

※内容についてのお問い合わせは、いちほら福祉ネット（担当：高地）までお願いします。